

第16回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始予定：午前9時）

場所

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo（オークラ東京）
オークラ プレステージタワー2階「オーチャード」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議
事項

第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件



議決権行使が簡単に！

「スマート行使[®]」対応



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/9412/>



お土産について

株主総会のお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※ライブ中継については4ページをご確認ください。

株式会社スカパーJSATホールディングス
証券コード：9412

スカパーJSATグループミッション

Space for your Smile

不安が「安心」にかわる社会へ
不便が「快適」にかわる生活へ
好きが「大好き」にかわる人生へ

Space for your Smileには、私たちの目指す世界が描かれています。
宇宙も、空も、海も、陸も、家族が集うリビングも、ひとりの自由な場所も、
これらすべてのSpaceが笑顔で満たされるように。
日常のちょっとした幸せから、まだ見ぬ未来の幸せまで、
ひとりひとりの明日がよりよい日になっていく、そんな世界を創りつづけます。

目次

第16回定時株主総会招集ご通知	2	事業報告	23
事前の議決権行使についてのご案内	5	連結計算書類	51
インターネット等による議決権行使のご案内	6	計算書類	69
株主総会参考書類	7	監査報告	75
第1号議案 取締役9名選任の件	7	定時株主総会会場ご案内図	末尾
第2号議案 監査役3名選任の件	17		

電子提供措置事項につきましては、当社ウェブサイト、ネットで招集のウェブサイト、及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております。

なお、ご送付している本書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項記載書面と同一となっておりますので、本書面の頁番号及び項番等が抜けていても落丁ではございません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

株 主 各 位

証券コード 9412
2023年 6 月 7 日
(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

東京都港区赤坂一丁目8番1号
株式会社スカパーJSATホールディングス
代表取締役社長 米倉 英一

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、当社ウェブサイト「第16回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.skyperfectjsat.space/ir/stockinfo/meeting/>)



また、以下のウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集 (<https://s.srdb.jp/9412/>)



東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



東京証券取引所のウェブサイトにて閲覧される場合には、上記のウェブサイトに接続して、当社名または証券コード「9412」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等（「スマート行使」を含み、以下同じ）により事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁の「事前の議決権行使についてのご案内」にしたがって、**2023年6月22日（木曜日）午後5時30分まで**に行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時	2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2 場 所	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 The Okura Tokyo（オークラ東京） オークラ プレスステージタワー2階「オーチャード」 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第16期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第16期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件
4 そ の 他	（1）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、当該書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際し、監査をした対象書類の一部であります。 ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表 （2）書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取り扱うものとさせていただきます。また、インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱うものとさせていただきます。 （3）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱うものとさせていただきます。

以 上

◆株主様へのご案内◆

本定時株主総会へのご出席につきましては、ご自身の体調等をご勘案のうえ、慎重にご判断をいただけますようお願い申し上げます。

事前に本定時株主総会の目的事項に関わるご質問をお受けいたします。また、本定時株主総会の様子をご覧いただけるようインターネットにてライブ中継いたします。

なお、ライブ中継を含む本定時株主総会の撮影、録音録画行為及びSNS等での公開は、固くお断りさせていただきます。

◆事前質問の受付

受付時間：2023年6月7日（水曜日）午前10時から2023年6月15日（木曜日）午後5時30分まで

受付方法：専用ウェブサイトURL

(<https://www.skyperfectjsat.space/contact/sokaiquestion/>) に接続し、議決権行使書用紙に記載の株主番号（9桁の数字）及び氏名をご記入のうえ、事前質問の受付フォームに質問内容をご入力いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様の関心の高いと思われる事項につきまして、本定時株主総会で取り上げさせていただく予定です。なお、全てのご質問に回答するものではございませんので、あらかじめご了承ください。



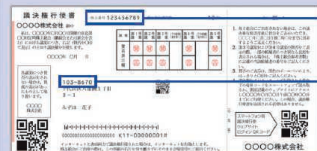
◆ライブ中継に関するご案内

公開日時：2023年6月23日（金曜日）午前10時から本定時株主総会終了時まで

ログイン方法：当社ウェブサイト

(<https://www.skyperfectjsat.space/ir/stockinfo/meeting/>) に接続し、「第16回定時株主総会（ライブ配信）」を選択のうえ、議決権行使書用紙に記載の株主番号（ID:9桁の数字）・郵便番号（PW:7桁の数字）でログイン後ご視聴いただけます。





ログインID及びパスワードについて

ログインID 議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」

パスワード 議決権行使書用紙に記載されている「郵便番号（ハイフンなし）」

※ 3月末以降に住所変更のお届けをされている場合は、3月末時点の登録ご住所の郵便番号をご入力ください。

- ①ライブ中継で参加される方は、会社法上株主総会への出席とは認められないため、当日の議決権行使やご質問を承ることができません。
- ②ご使用のパソコンの環境やインターネット接続の回線状況、多数の株主様のアクセス集中により、映像や音声に不具合が生じる、またはライブ中継をご視聴いただけない場合がございます。
- ③当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ④ご視聴いただく場合の通信利用料等は、株主様のご負担となります。

事前の議決権行使についてのご案内

極力以下のいずれかの方法により、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

「スマート行使」によるご行使



スマートフォン等を利用し、議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を利用し、議決権を行ってください。

※詳細については次頁をご覧ください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時30分まで

インターネットによるご行使



パソコン等から議決権行使ウェブサイトアクセスし、議決権を行ってください。

※詳細については次頁をご覧ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時30分まで

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時30分到着分まで

機関投資家の皆様へ

(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行っていただけます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を**株主総会当日**に会場受付にご提出ください(ご捺印は不要です)。



日時

2023年6月23日(金曜日)午前10時(受付開始予定：午前9時)

場所

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo (オークラ東京) オークラ プレステージタワー2階「オーチャード」
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

◆お問い合わせ先について◆

ご不明な点は、株主名簿管理人である【みずほ信託銀行 証券代行部】(以下)までお問い合わせください。

○「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-768-524(午前9時から午後9時)

インターネット等による議決権行使のご案内

「スマート行使」によるご行使

「議決権行使コード」、「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「QRコード」を読み取ってください。

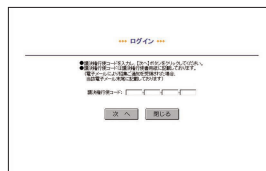


※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

「スマート行使」により一度議決権を行使した後で行使内容を変更する場合は、再度「QRコード」を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」、「パスワード」をご入力いただく必要があります。

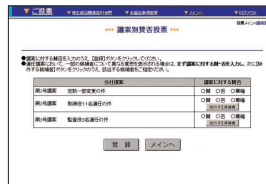
インターネットによるご行使

- 1 以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「議決権行使コード」、「パスワード」を入力し、ログインしてください。



※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

- 3 新しい「パスワード」を設定のち、ご投票メニューへ移行いたします。



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

皆様のインターネット等による議決権行使が「国境なき医師団」の援助活動につながります。
インターネット等により議決権を行使いただいた場合、郵送費用が抑制されます。この抑制される郵送費用を、「国境なき医師団」に寄付いたします。是非インターネット等による議決権の行使をご検討ください。



株主総会参考書類

第1号議案

取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	米 倉 英 一 再 任	代表取締役社長
2	福 岡 徹 再 任	代表取締役 宇宙事業担当
3	小 川 正 人 再 任	取締役 メディア事業担当
4	松 谷 浩 一 再 任	取締役 最高財務責任者、経営管理担当 内部統制担当、情報統括管理責任者 リスクマネジメント統括責任者 グループコンプライアンス統括責任者 最高情報セキュリティ責任者
5	大 賀 公 子 再 任 社 外 独 立	社外取締役
6	清 水 賢 治 再 任 社 外	社外取締役
7	於 保 浩 之 再 任 社 外	社外取締役
8	青 木 節 子 新 任 社 外 独 立	
9	豊 田 硬 新 任 社 外 独 立	

新 任 新任取締役候補者 **再 任** 再任取締役候補者 **社 外** 社外取締役候補者 **独 立** 東京証券取引所届出
独立役員候補者

注) 当社は、当社の全ての取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項の規定による「役員等賠償責任保険契約」を締結しています。保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。また、当該保険契約では被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補対象外とし、また、一部免責金額が設定されております。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

1 よねくら
米倉

えい いち
英一 (1957年 9月26日生)

再任



保有する当社の株式数
152,298株
取締役会出席回数
16/16回 100%

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年 4月	伊藤忠商事(株)入社
2009年 4月	同社執行役員
2011年 4月	同社常務執行役員 伊藤忠インターナショナル会社社長 (CEO)
2014年 4月	伊藤忠商事(株)金属カンパニープレジデント
2014年 6月	同社代表取締役常務執行役員
2016年 4月	同社代表取締役専務執行役員
2017年 4月	同社専務執行役員
2018年 4月	同社理事
6月	当社代表取締役副社長 スカパーJSAT(株)代表取締役執行役員副社長
2019年 4月	当社代表取締役社長 (現任) スカパーJSAT(株)代表取締役執行役員社長 (現任)

■ 選任の理由

米倉英一氏は、企業経営者としての高い見識と総合商社での豊富な経験・知見を有し、強いリーダーシップで当社グループの経営を牽引しており、今後も業績向上に向けたグループ戦略の実現とグループ全体の監督を適切に行うことが期待できるため、引き続き取締役候補者とするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

米倉英一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 ふくおか
福岡

とおる
徹 (1956年 3月21日生)

再任



保有する当社の株式数
113,849株
取締役会出席回数
16/16回 100%

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年 4月 郵政省（現総務省）入省
2009年 7月 同省総合通信基盤局電気通信事業部長
2010年 7月 同省情報流通行政局郵政行政部長
2012年 9月 同省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当）
2013年 6月 同省情報流通行政局長
2014年 7月 同省大臣官房長
2015年 7月 同省総合通信基盤局長
2016年 6月 同省総務審議官（郵政・通信担当）
2017年 11月 東京海上日動火災保険(株)顧問
2018年 6月 （一財）日本ITU協会理事長
2019年 6月 当社取締役
スカパーJSAT(株)取締役執行役員副社長
7月 同社経営企画部門長
2021年 4月 同社宇宙事業部門長（現任）
2022年 4月 当社代表取締役（現任）
スカパーJSAT(株)代表取締役執行役員副社長（現任）

■ 当社における担当】 宇宙事業担当

■ 選任の理由

福岡徹氏は、行政分野における豊富な経験・知見を有しており、当社グループの事業成長及び業績向上の実現並びにグループ全体の監督を適切に行うことが期待できるため、引き続き取締役候補者とするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

福岡徹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3 おがわ まさと 小川 正人 (1964年1月1日生)

再任



保有する当社の株式数
99,068株
取締役会出席回数
16/16回 100%

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年 4月 日本通信衛星(株) (現スカパーJSAT(株)) 入社
2014年 6月 スカパーJSAT(株)執行役員経営戦略本部長代行
2015年 7月 同社執行役員経営管理部門経営戦略本部長
2017年 6月 (株)衛星ネットワーク (現スカパーJSAT(株)) 取締役
スカパーJSAT(株)執行役員常務宇宙・衛星事業部門宇宙・衛星事業本部長
10月 (株)エンルート取締役
2018年 7月 スカパーJSAT(株)宇宙事業部門宇宙・衛星事業本部長
2019年 6月 当社取締役 (現任)
スカパーJSAT(株)取締役執行役員専務メディア事業部門長 (現任)
2020年 1月 同社メディア事業部門メディア事業本部長
5月 日活(株)社外取締役 (現任)

【当社における担当】 メディア事業担当

■ 選任の理由

小川正人氏は、当社グループ会社における経営者としての豊富な経験とグループの事業全般における幅広い知見に基づき、当社グループの事業成長と業績向上に向けたメディア事業戦略の実現とグループ全体の監督を適切に行うことが期待できるため、引き続き取締役候補者とするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

小川正人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4 まつたに 松谷

こういち 浩一 (1965年8月1日生)

再任



保有する当社の株式数
36,307株
取締役会出席回数
16/16回 100%

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 4月 日本通信衛星(株) (現スカパーJSAT(株)) 入社
2008年 10月 スカパーJSAT(株)衛星事業部門部門企画部長
2010年 4月 (株)データネットワークセンター (現(株)スカパー・カスタマーリレーションズ)
取締役
2015年 7月 スカパーJSAT(株)有料多チャンネル事業部門事業戦略室IT戦略部長
2017年 6月 (株)スカパー・カスタマーリレーションズ取締役
2018年 7月 スカパーJSAT(株)メディア事業部門事業戦略室長兼事業戦略部長
2019年 6月 同社執行役員
7月 同社メディア事業部門経営企画部長
2020年 4月 同社経営企画部門経営企画部長
2021年 4月 同社執行役員常務経営管理部門長 (現任)
6月 当社取締役 (現任)
スカパーJSAT(株)取締役 (現任)

【当社における担当】 最高財務責任者
経営管理担当
内部統制担当
情報統括管理責任者
リスクマネジメント統括責任者
グループコンプライアンス統括責任者
最高情報セキュリティ責任者

■ 選任の理由

松谷浩一氏は、当社グループ会社における経営者として豊富な経験とグループの事業全般における幅広い知見に基づき、当社グループの事業成長と業績向上に向けた財務戦略の実現とグループ全体の監督を適切に行うことが期待できるため、引き続き取締役候補者とするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

松谷浩一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

5 おおが きみこ 大賀 公子 (1953年10月1日生)

再任

社外

独立



保有する当社の株式数
9,500株
取締役会出席回数
16/16回 100%

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年 4月 日本電信電話公社入社
1991年 4月 日本電信電話(株)サービス開発本部マーケティング部門担当部長
2004年 7月 東日本電信電話(株)情報機器部長
2005年 7月 同社東京支店副支店長
(株)NTT東日本ー東京中央 (現(株)NTT東日本ー南関東) 代表取締役社長
2007年 7月 エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ(株)代表取締役常務取締役
2013年 6月 西日本電信電話(株)監査役
2019年 6月 当社社外取締役 (現任)
2020年 3月 (株)ブロードバンドタワー社外取締役 (監査等委員) (現任)
4月 東京水道(株)社外取締役 (監査等委員)
6月 アルコニックス(株)社外監査役 (現任)
2021年 6月 電源開発(株)社外監査役
2022年 6月 同社社外取締役(監査等委員) (現任)

■ 選任の理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割

大賀公子氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、企業経営者としての高い見識と通信業界における豊富な経験・知見を有しており、同氏の助言により、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監督が期待できるため、引き続き社外取締役候補者とするものであります。
なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

大賀公子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■ 在任中に不当な業務が行われた事実並びにその事実の発生防止及び発生後の対応について

大賀公子氏が2021年6月まで社外取締役を務めておりました東京水道(株)は、2020年6月に道路占用許可申請に係る不適正処理が判明し、業務フロー見直し及び管理監督機能の強化、またコンプライアンス調査・研修の実施等、再発防止に取り組む、同氏はその進捗状況の確認及び客観的な立場において意見、助言を行いました。

■ 社外取締役としての在任年数

本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

■ 社外取締役候補者が当社の特定関係事業者の役員であったことについて

大賀公子氏は、2013年6月から2019年6月まで、当社の特定関係事業者である西日本電信電話(株)の監査役でありました。

■ 責任限定契約について

当社は、大賀公子氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する額のいずれか高い額を上限とします。



保有する当社の株式数
10,000株
取締役会出席回数
16/16回 100%

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月 (株)フジテレビジョン (現(株)フジ・メディア・ホールディングス) 入社
2004年 7月 (株)スカパー・パーフェクト・コミュニケーションズ (現スカパーJSAT(株)) コンテンツ事業部門コンテンツ投資部長
2005年 7月 (株)スカパー・ウェルシンク (現スカパーJSAT(株)) 取締役
2012年 6月 (株)フジテレビジョン総合メディア開発メディア推進局長
2013年 6月 同社総合開発局長
2014年 6月 同社執行役員総合開発局長
東映アニメーション(株)社外取締役 (現任)
2014年 9月 伊藤忠・フジ・パートナーズ(株)社外取締役 (現任)
2017年 7月 (株)フジ・メディア・ホールディングス執行役員常務
(株)フジテレビジョン執行役員常務経営企画局長
2018年 6月 (株)サテライト・サービス社外監査役 (現任)
2019年 6月 (株)フジ・メディア・ホールディングス取締役
(株)フジテレビジョン取締役
2020年 6月 日本映画放送(株)社外取締役 (現任)
2021年 6月 当社社外取締役 (現任)、(株)ビーエスフジ社外監査役 (現任)
(株)ニッポン放送社外取締役 (現任)、(株)WOWOW社外取締役 (現任)
(株)フジ・メディア・ホールディングス常務取締役
(株)フジテレビジョン常務取締役
(株)スペースシャワーネットワーク社外取締役 (現任)
2022年 6月 (株)フジ・メディア・ホールディングス専務取締役 (現任)

■ 選任の理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割

清水賢治氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、企業経営者としての高い見識とメディア事業における豊富な経験・知見を有しており、同氏の助言により、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監督が期待できるため、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

清水賢治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■ 社外取締役としての在任年数

本定時株主総会終結の時をもって2年となります。

■ 社外取締役候補者が当社子会社の業務執行者であったことについて

清水賢治氏は、2004年7月から2005年6月まで(株)スカパー・パーフェクト・コミュニケーションズ (現スカパーJSAT(株)) の業務執行者であり、また、2005年7月から2006年6月まで(株)スカパー・ウェルシンク (現スカパーJSAT(株)) の業務執行者でありました。

■ 責任限定契約について

当社は、清水賢治氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する額のいずれか高い額を上限とします。

7 おほ 於保 ひろゆき 浩之 (1962年2月21日生)

再任

社外



保有する当社の株式数
1,500株
取締役会出席回数
(就任以降)
11/11回 100%

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月 日本テレビ放送網(株) (現日本テレビホールディングス(株)) 入社
2014年 6月 日本テレビ放送網(株)インターネット事業局長
HJホールディングス(同) (現HJホールディングス(株)) 会長
2016年 6月 同社職務執行者社長
2017年 4月 HJホールディングス(株) 代表取締役社長
2018年 6月 日本テレビ放送網(株)ICT戦略本部執行役員
2019年 6月 同社取締役執行役員
2021年 6月 日本テレビホールディングス(株)上席執行役員 (現任)
2022年 6月 当社社外取締役 (現任)
日本テレビ放送網(株)取締役常務執行役員 (現任)
(※)2023年6月取締役専務執行役員に就任予定
HJホールディングス(株)取締役 (現任)
(株)PLAY 取締役 (現任)

■ 選任の理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割

於保浩之氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、企業経営者としての高い見識とメディア事業における豊富な経験・知見を有しており、同氏の助言により、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監督が期待できるため、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

於保浩之氏は、日本テレビ放送網(株)取締役常務執行役員を兼務しております。当社の子会社であるスカパーJSAT(株)は、放送事業を営む日本テレビ放送網(株)との間に、第16期事業年度において衛星通信サービス等の対価として395百万円の収入及び従業員の出向役務の対価として17百万円の支払の取引があります。

■ 社外取締役としての在任年数

本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

■ 責任限定契約について

当社は、於保浩之氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する額のいずれか高い額を上限とします。

8

あ お き
青木せ つ こ
節子

(1959年6月1日生)

新任

社外

独立



保有する当社の株式数
0株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1991年 4月 立教大学法学部助手
 1995年 10月 防衛大学校社会科学教室助教授
 1999年 4月 慶應義塾大学総合政策学部助教授
 2002年 7月 厚生労働省厚生科学審議会臨時委員
 2004年 1月 経済産業省産業構造審議会臨時委員
 4月 慶應義塾大学総合政策学部教授
 2007年 1月 総務省情報通信審議会委員
 2008年 9月 内閣官房宇宙開発戦略専門調査会委員
 2009年 1月 同官房「安全保障と防衛力に関する懇談会」委員
 2012年 7月 内閣府宇宙政策委員会委員
 2013年 4月 国連宇宙空間平和利用委員会法律小委員会
 「宇宙の平和的探査利用協力の国際枠組検討」作業部会議長
 2016年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授（現任）
 2017年 2月 文部科学省科学技術・学術審議会委員
 11月 国連軍縮諮問委員会委員
 2019年 7月 経済産業省産業構造審議会臨時委員
 2020年 9月 国連宇宙空間平和利用委員会法律小委員会議長
 2021年 11月 内閣官房経済安全保障法制に関する有識者会議委員 座長（現任）
 2022年 8月 内閣府宇宙政策委員会臨時委員（現任）

■ 選任の理由及び社外取締役選任された場合に果たすことが期待される役割

青木節子氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、宇宙法、国際法、安全保障戦略等の分野における高度な専門性を有しており、同氏の助言により、経営・ガバナンス体制の強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監督が期待できるため、新たに社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

青木節子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■ 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない場合であっても、社外取締役としての職務を遂行することができるものと当社が判断した理由

青木節子氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記選任の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

■ 責任限定契約について

青木節子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する額のいずれか高い額を上限とします。



保有する当社の株式数
0株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月 防衛庁（現防衛省）入庁
1998年 12月 英国王立国防大学留学
2008年 1月 防衛省大臣官房報道官
2009年 8月 内閣府国際平和協力本部事務局次長
2011年 9月 防衛省地方協力局次長
2013年 7月 同省人事教育局長
2014年 7月 同省大臣官房長
2017年 7月 防衛事務次官
2018年 11月 防衛省顧問
2019年 5月 損害保険ジャパン(株) 顧問（現任）

■ 選任の理由及び社外取締役役に選任された場合に果たすことが期待される役割

豊田硬氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、安全保障戦略、宇宙防衛、国際情勢等の分野における豊富な経験と深い知見を有しており、同氏の助言により、経営・ガバナンス体制の強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の適切な指導・監督が期待できるため、新たに社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

豊田硬氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■ 社外取締役候補者が当社の特定関係事業者の業務執行者であったことについて

豊田硬氏は、2018年8月まで、当社の特定関係事業者である防衛省の業務執行者でありました。

■ 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない場合であっても、社外取締役としての職務を遂行することができるものと当社が判断した理由

豊田硬氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記選任の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

■ 責任限定契約について

豊田硬氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する額のいずれか高い額を上限とします。

第2号議案

監査役3名選任の件

監査役 小川晃、高橋勉、大友淳の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	た に ぐ ち こ う じ 新任 谷 口 浩 司	
2	た か は し つ と む 再任 社外 独立 高 橋 勉	社外監査役
3	お お と も じ ゅ ん 再任 社外 大 友 淳	社外監査役
新任 新任監査役候補者 再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 東京証券取引所届出 独立役員候補者		

注）当社は、当社のすべての監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項の規定による「役員等賠償責任保険契約」を締結しています。保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。また、当該保険契約では被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、一部免責金額が設定されております。各候補者が監査役に選任された場合は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。



保有する当社の株式数
20,746株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年 4月 三井造船(株) (現(株)三井E&S) 入社
2002年 11月 宇宙通信(株) (現スカパーJSAT(株)) 入社
2010年 6月 (株)スカパー・エンターテインメント 監査役
2011年 3月 シーエス映画放送(株) (現(株)CS日本) 監査役
2012年 7月 当社財務経理部長
スカパーJSAT(株)財務経理部長
2012年 12月 (株)ディー・エス・エヌ 取締役
2013年 7月 当社経理部長
スカパーJSAT(株)経理部長
2017年 7月 (株)スカパー・カスタマーリレーションズ 監査役
2018年 6月 WAKUWAKU JAPAN(株) (現スカパーJSAT(株)) 取締役
7月 当社総務部長
スカパーJSAT(株)総務部長
2019年 7月 同社総務部長兼コンプライアンス推進部長代行
2020年 4月 同社執行役員経営管理部門長代行
2022年 4月 同社サイバーセキュリティ統括部長
2023年 4月 同社顧問 (現任)

■ 選任の理由

谷口浩司氏は、主に財務・経理、コンプライアンス推進、サイバーセキュリティ関連業務に従事し、当社グループ会社の執行役員を務めるなど、各分野における専門知識に加え、当社グループの経営・管理全般に関する豊富な経験と実績を有していることから、当社グループの事業の特殊性を踏まえた実効的な監査を行うことが期待できるため、新たに監査役候補者とするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

谷口浩司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■ 責任限定契約について

谷口浩司氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する額のいずれか高い額を上限とします。



保有する当社の株式数
0株

取締役会出席回数
14/16回 88%

監査役会出席回数
13/14回 93%

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1979年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所
1982年8月 公認会計士登録
1985年5月 港監査法人入所
1989年10月 同法人社員
1990年7月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1994年3月 同法人代表社員
2000年4月 監査法人太田昭和センチュリー（現EY新日本有限責任監査法人）理事
2003年7月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員
2004年1月 同法人本部理事
2006年6月 同法人専務理事
2008年6月 同法人Japanese Practice（国際業務本部）本部長
2010年6月 同法人東京事務所長
2013年7月 有限責任あずさ監査法人副理事長
10月 KPMGジャパンチエアマン
2019年6月 当社社外監査役（現任）
豊田通商㈱社外監査役（現任）
2020年6月 みずほ信託銀行㈱社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 選任の理由

高橋勉氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、会計分野における高度な専門性及び豊富な監査経験に基づく助言及び経営・執行等の適法性について中立的な監査を行うことが期待できるため、引き続き社外監査役候補者とするものであります。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所の独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

高橋勉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■ 社外監査役としての在任年数

本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

■ 社外監査役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない場合であっても、社外監査役としての職務を遂行することができるものと当社が判断した理由

高橋勉氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記選任の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

■ 責任限定契約について

当社は、高橋勉氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する額のいずれか高い額を上限とします。

3 おおとも
大友

じゅん
淳 (1965年 4月15日生)

再任

社外



■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1988年 4月 (株)東京放送 (現株)TBSホールディングス) 入社
2008年 1月 TBSインターナショナル ニューヨーク支局長
2016年 4月 (株)TBSテレビ報道局担当次長編集部長
2018年 7月 同社メディア企画室長
2020年 6月 (株)プレミアム・プラットフォーム・ジャパン社外監査役
(株)WOWOW社外取締役 (現任)
(株)TBSテレビ取締役 (現任)
7月 当社社外監査役 (現任)

保有する当社の株式数

0株

取締役会出席回数

15/16回 94%

監査会出席回数

13/14回 93%

■ 選任の理由

大友淳氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、放送業界における幅広い見識に基づく助言及び経営・執行等の適法性について中立的な監査を行うことが期待できるため、引き続き社外監査役候補者とするものであります。

■ 候補者と当社との特別の利害関係

大友淳氏は、(株)TBSテレビの取締役を兼務しております。当社の子会社であるスカパーJSAT(株)は、放送事業を営む(株)TBSテレビとの間に、第16期事業年度において衛星通信サービス及び送出付帯業務等の対価として539百万円の収入の取引があります。

■ 社外監査役としての在任年数

本定時株主総会終結の時をもって2年11カ月となります。

■ 責任限定契約について

当社は、大友淳氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する額のいずれか高い額を上限とします。

以 上

（ご参考１）本年定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキルマトリックス

■当社の考え方

当社の取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、グループミッション「Space for your Smile」や経営戦略から導いた役員に求める要件を明確化した「取締役会スキルマトリックス」に照らし、当社が必要とする豊富な経験、高い見識、高度な専門性や能力を有する、当社取締役・監査役にふさわしい人物により構成することとしております。

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

No.	氏名	役職	社外	独立	指名報酬 委員会委員 (予定)	企業経営	ガバナンス	ファイナンス	マーケティング グローバル	イノベーション テクノロジー
1	米倉 英一	代表取締役 社長			●	●	●	●	●	
2	福岡 徹	代表取締役				●	●		●	
3	小川 正人	取締役				●	●		●	●
4	松谷 浩一	取締役				●	●	●	●	●
5	大賀 公子	取締役 (非常勤)	●	●	●（議長）	●	●		●	
6	清水 賢治	取締役 (非常勤)	●		●	●	●	●	●	
7	於保 浩之	取締役 (非常勤)	●			●	●		●	●
8	青木 節子	取締役 (非常勤)	●	●	●		●		●	●
9	豊田 硬	取締役 (非常勤)	●	●	●		●		●	●
10	大江 淳彦	監査役					●	●		
11	谷口 浩司	監査役					●	●		●
12	高橋 勉	監査役 (非常勤)	●	●			●	●	●	
13	大友 淳	監査役 (非常勤)	●			●	●		●	

【スキル要約】 判断基準：スキルマトリックスの該否は、取締役会の実効性・多様性を高めるため指標として設けた、以下の当該職務経験や専門知識、関連資格の保有の有無に基づき判断しております。

1	企 業 経 営	経営戦略、リーダーシップ、企業倫理、サステナビリティ
2	ガ バ ナ ンス	コーポレートガバナンス、内部統制、リスクマネジメント、コンプライアンス・法律
3	ファイナンス	財務、会計、税務、M&A
4	マーケティング グ ロー バル	メディア事業、宇宙事業、海外ビジネス・国際性、営業・事業戦略（BtoC・BtoB）
5	イノベーション テクノロジー	新規事業、技術開発、ICT、DX、サイバーセキュリティ、情報セキュリティ、学術研究、人材育成

（ご参考 2）社外役員の独立性の判断基準について

【独立性判断基準】

当社は社外役員の独立性を客観的に判断するため、会社法及び当社が株式を上場する金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下の基準に該当する場合には独立性がないと判断しております。

- ① 当社及び当社の重要な事業子会社であるスカパーJSAT(株)との直近事業年度における取引高が、当社連結売上高の2%を超える取引先の業務執行者
- ② 当社及び当社の重要な事業子会社であるスカパーJSAT(株)との直近事業年度における取引高が、その会社の売上高の2%または1億円のいずれか高い方を超える取引先の業務執行者
- ③ 当社及び当社の重要な事業子会社であるスカパーJSAT(株)から、直近事業年度において役員報酬以外に100万円またはその団体もしくは個人の売上高の2%のいずれか高い方を超える金銭その他の財産を得ている法律事務所、監査法人、税理士法人もしくはコンサルティング会社等に所属する者
- ④ 二親等以内の親族が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び部長格以上の重要な使用人に該当する者
- ⑤ ①～③に該当する者の二親等以内の近親者（ただし、重要な使用人に該当しない者を除く）

【軽微基準】

当社は「取引」または「寄付」について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準として、以下の基準を下回る規模の取引または寄付しかない場合には、当該取引先との取引または当該取引先への寄付が、当該社外役員の独立性に与える影響はないと判断し、記載を省略しております。

- ① 直近事業年度における当社との取引額が100万円未満であること
- ② 直近事業年度における当社からの寄付額が100万円未満であること

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

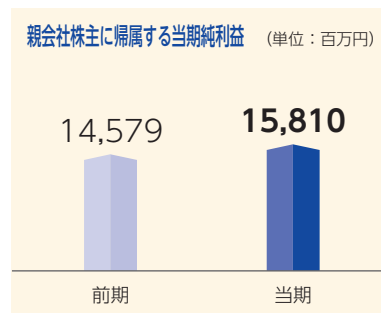
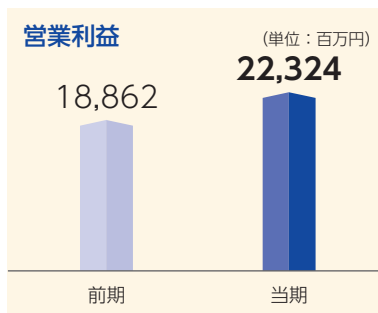
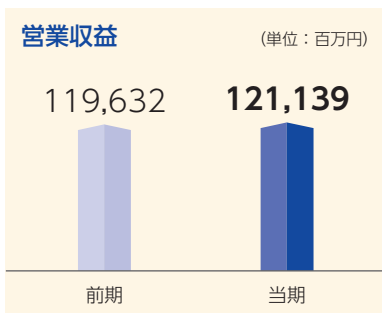
当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下で、個人消費をはじめ緩やかに持ち直しております。

当社グループを取り巻く環境としては、宇宙事業の分野では船舶・航空機向けの移動体衛星通信や多岐にわたる分野での衛星データ利活用の需要が拡大しております。また、世界レベルで新たな事業者が宇宙ビジネスに参加し、大規模な低軌道衛星通信システムプロジェクトを推進するなど、ビジネスの環境が大きく変化しております。

メディア事業の分野では、動画配信サービス市場が拡大する一方で、有料放送市場でのマイナス成長や動画配信サービス市場での事業者の合従連衡の動きもみられる等、激しく市場環境が変化しております。

このような経済状況の下、当連結会計年度の当社グループの連結経営成績は次のとおりとなりました。

区分	前 期 (百万円)	当 期 (百万円)	前期比 (百万円)	増減率 (%)
営業収益	119,632	121,139	1,506	1.3%
営業利益	18,862	22,324	3,461	18.3%
経常利益	20,307	23,194	2,887	14.2%
税金等調整前当期純利益	20,276	23,122	2,845	14.0%
親会社株主に帰属する当期純利益	14,579	15,810	1,230	8.4%



当社グループのセグメント別の概況は次のとおりであります。(経営成績については、セグメント間の内部営業収益等を含めて記載しております。) なお、当連結会計年度よりセグメントの記載順序を変更しております。

宇宙事業

主要な事業内容：衛星通信事業、放送事業者向け衛星回線提供及び宇宙関連事業

・既存事業の強化

国内衛星ビジネスにおいては、総務省が運用するC帯静止衛星監視設備の整備事業を2022年6月に受注いたしました。茨城ネットワーク管制センター内にC帯静止衛星監視設備を設置し、2024年4月より運用を開始いたします。また、2023年3月には、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の近地球追跡ネットワークの民間事業化に伴う業務を受託いたしました。通信衛星及び回線の運用を通じて得たノウハウ、並びに衛星機器や当社グループの地上局設備を活かし、新たなサービスを展開し、宇宙利用の拡大や宇宙産業の発展に貢献してまいります。

グローバル・モバイルビジネスにおいては、ハイスループット衛星JCSAT-1Cを利用し、インドネシアのデジタルデバイド地域における高速通信サービスの提供を、PT. INDO PRATAMA TELEGLOBALとのパートナーシップにより2022年4月から開始いたしました。超高速海洋ブロードバンドサービス「JSATMarine」においてもJCSAT-1Cの利用を開始しており、同じくハイスループット衛星であるHorizons 3eとともに、今後の収益拡大を見込んでおります。

また、2022年7月には、フルデジタル衛星Superbird-9の打ち上げサービス調達契約をSpace Exploration Technologies Corporation (SpaceX) との間で締結いたしました。本衛星を投入することにより、市場や顧客の多様なニーズへの対応を通して、日本をはじめとする東アジア地域における一層の事業拡大と競争力強化に努めてまいります。

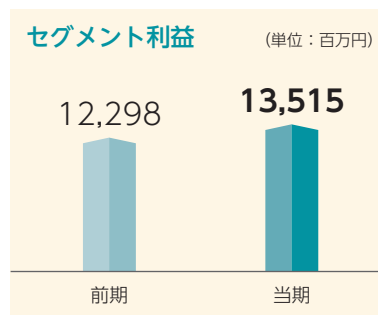
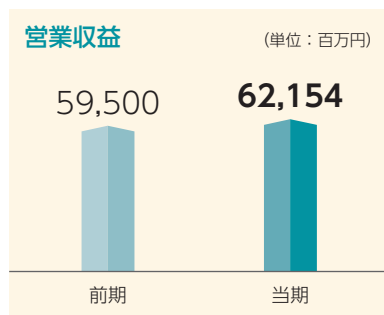
・新たな技術の活用や事業領域拡大への取り組み

日本電信電話(株)とのビジネス協業については、「宇宙統合コンピューティング・ネットワーク」構想の実現に向け、2022年7月に合弁会社(株)Space Compassを設立いたしました。2023年1月には、地球観測市場に向けた光データリレーサービスの提供を目指し、(株)Space CompassとSkyloom Global Corporationとの間で共同事業契約を締結いたしました。新たな宇宙インフラの構築に挑戦し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

また、2022年11月には、(株)ゼンリン、日本工営(株)と共同で、衛星データを用いて斜面やインフラの変動リスクをモニタリングするサービス「LIANA」(商標出願中)の提供を開始いたしました。災害に対する不安の低減、安全な街づくりに貢献するとともに、ビジネスインテリジェンス分野におけるサービスの開発や販売活動を一層強化してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の宇宙事業の経営成績は次のとおりとなりました。

	前 期 (百万円)	当 期 (百万円)	前期比 (百万円)	増減率 (%)
営業収益				
外部顧客への営業収益	52,319	55,419	3,100	5.9%
セグメント間の内部営業収益等	7,180	6,734	△446	△6.2%
計	59,500	62,154	2,653	4.5%
営業利益	15,867	19,151	3,283	20.7%
セグメント利益（親会社株主に帰属する当期純利益）	12,298	13,515	1,216	9.9%



放送トラポン収入が減少した一方で、グローバル・モバイル分野におけるHorizons 3e等の利用拡大や円安による影響等により、営業収益は増加いたしました。これに加え、減価償却費の減少6億円及びのれん償却額の減少8億円等により、営業利益は前期比33億円増加いたしました。前期における連結子会社の清算に伴う税金費用の減少9億円等の影響があったため、セグメント利益は前期比12億円の増加となりました。

メディア事業

主要な事業内容：メディア事業及びFTTH事業

・放送事業・配信事業

2022年シーズンプロ野球では、「プロ野球セット」でセ・パ12球団の公式戦全試合を生放送・配信し、海外サッカー「ドイツ ブンデスリーガ」では、全試合を放送・配信しております。また、「スカパー！番組配信 おいでよ！スカパー！視聴料1,000円割引キャンペーン」、「スカパー！基本プラン視聴料加入翌月390円キャンペーン」及び有料配信「SPOOXバリュープラン割」等のキャンペーンを通じて加入基盤の拡大及び維持を図っております。

また、放送・配信にとどまらずリアルサービスとしては、長谷部誠選手所属のアイントラハト・フランクフルトとJリーグの浦和レッズ、ガンバ大阪が対戦する「ブンデスリーガジャパンツアー2022 powered by スカパーJSAT」を2022年11月に開催し、オリジナルグッズの販売や当日の試合会場内外でのアクティベーション等、スポーツライブイベントの醍醐味をファンの皆様にお届けいたしました。なお、一部クラブのオフィシャルグッズを日本において販売しております。

・FTTH事業

光ファイバーによる地上デジタル・BSデジタル等の再送信サービスでは着実に提供エリア拡大を進めており、2023年2月の福井県に続き3月には 沖縄県にも提供を開始しました。この結果、2023年3月末時点における提供エリアは37都道府県にわたり、提供可能世帯数は約4,280万世帯（注）、契約世帯数は264万世帯に達しております。また、ケーブルテレビ業界の課題解決に向けた新たな方式での多チャンネルサービスとして、業界初の取り組みとなるBS/CS放送のパススルー伝送及び視聴制御を組み合わせたサービスを2022年11月から開始しており、2023年3月時点で5局での導入が決定しております。

（注）世帯数算出方法のデータを固定電話加入契約者数から昨今の市場環境変化を鑑み、国勢調査世帯数に変更いたしました。（従来基準提供可能世帯数：約3,420万世帯）

・新規事業

ブロックチェーン関連技術を活用したメディア・エンターテインメント業界でのweb3関連事業創出のため、2022年7月にFrame00(株)へ資本参加するとともに業務提携に関する契約を締結し、協業を開始いたしました。

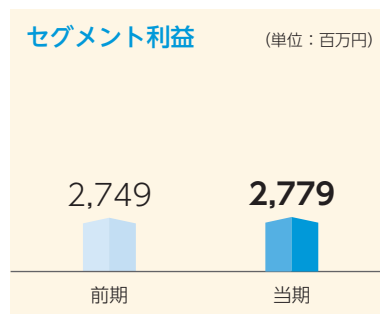
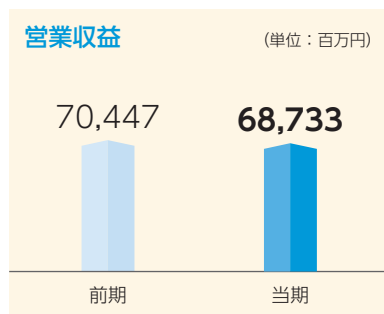
また当社グループが取次代理店として媒介する「スカパー！でんき」をリニューアルし、2022年8月からは太陽光発電を活用した脱炭素社会の実現に貢献する新プラン「スマ電CO2ゼロ with スカパー！」、10月からは電気代を低価格でご提供する「TERASELでんき with スカパー！」の販売を開始いたしました。

当連結会計年度における加入件数は次のとおりとなりました。

	新規	解約	純増減	累計
当期	570千件	703千件	△133千件	2,875千件
前期比	△9千件	30千件	△39千件	△133千件

以上の結果、当連結会計年度のメディア事業の経営成績は次のとおりとなりました。

	前 期 (百万円)	当 期 (百万円)	前期比 (百万円)	増減率 (%)
営業収益				
外部顧客への営業収益	67,313	65,720	△1,593	△2.4%
セグメント間の内部営業収益等	3,133	3,012	△120	△3.9%
計	70,447	68,733	△1,714	△2.4%
営業利益	3,740	3,863	122	3.3%
セグメント利益（親会社株主に帰属する当期純利益）	2,749	2,779	30	1.1%



契約世帯数の増加等によりFTTH事業収入が2億円増加した一方で、累計加入件数減少等の影響で視聴料・業務手数料・基本料収入が27億円減少したことにより、営業収益は減少いたしました。また、広告宣伝・販促費の減少9億円、コンテンツ費の減少5億円、減価償却費の減少4億円等により、営業利益及びセグメント利益は増加いたしました。

2. 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

（1）資金調達

当連結会計年度において、新規の資金調達はありません。

（2）設備投資

当連結会計年度における設備投資の総額は168億円であり、その主なものは、宇宙事業における通信衛星設備等の調達や、メディア事業における放送・配信設備の拡充であります。

（3）企業結合等の状況

該当事項はありません。

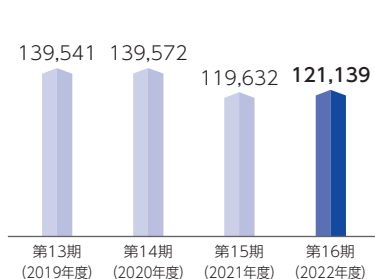
3. 財産及び損益の状況

		第13期 (2019年度)	第14期 (2020年度)	第15期 (2021年度)	第16期 (当連結会計年度) (2022年度)
営業収益	(百万円)	139,541	139,572	119,632	121,139
経常利益	(百万円)	16,088	20,349	20,307	23,194
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	12,027	13,345	14,579	15,810
1株当たり当期純利益	(円)	40.49	44.92	49.52	54.44
総資産	(百万円)	378,367	385,568	378,166	399,055
純資産	(百万円)	228,943	235,314	243,077	256,815

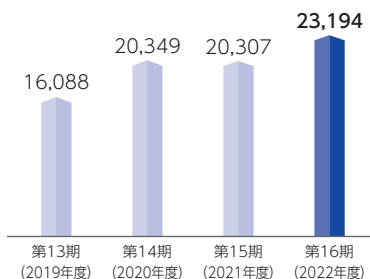
(注1) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数より算出しております。

(注2) 第15期より収益認識会計基準等を適用しており、第15期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

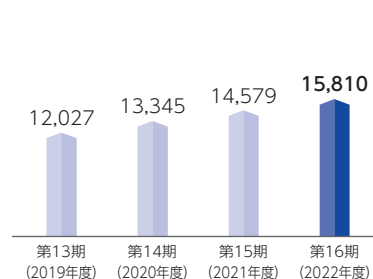
営業収益 (単位：百万円)



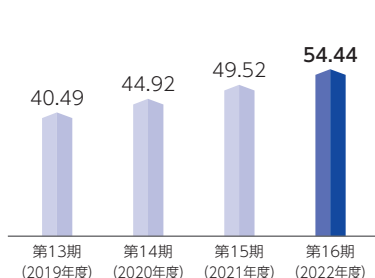
経常利益 (単位：百万円)



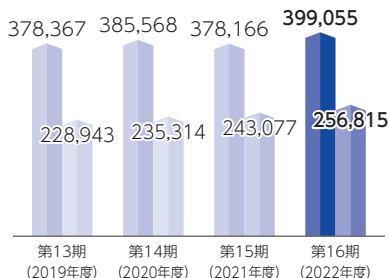
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



4. 対処すべき課題

宇宙事業及びメディア事業において、近年のデジタル技術の急激な進化に伴い事業環境が変化していく中で、既存サービスの顧客維持や成長市場の需要の取り込みのための各種施策のほか、M&Aや事業提携にも積極的に取り組み、収支構造の改善及び事業領域の拡大を図ってまいります。

<宇宙事業>

持続的な成長のためには、衛星通信事業における既存顧客に対する安定したサービス提供の継続、成長市場に向けたサービス提供の拡大に加え、従来の通信分野に限らない新たな宇宙事業の開拓が必要不可欠であると考えております。以下に示す各分野での取り組みを推進することにより、事業領域の拡大を図ってまいります。

(1) 既存事業の強化

i) 国内衛星ビジネス

既存顧客に対する通信回線サービスの長期契約更新の提案に加え、衛星機器や当社グループの地上局設備を活用したサービスなどを合わせて提供していくことで、国内衛星通信事業の基盤を強化してまいります。後継衛星についても、ビームや帯域に変変性を持たせたデジタルパイロードを採用するなど、新しい技術を積極的に活用し、お客様の多様なニーズに柔軟に対応してまいります。

また、「宇宙基本計画」などに基づき、安全保障分野を含む政府主導のプロジェクトへの参画、政府系衛星の運用、観測・監視サービスなど、30年以上にわたる衛星通信事業を通じて培ってきた知見を活かした新たなサービスの提供を検討し、積極的に活動領域を拡げてまいります。

ii) グローバル・モバイルビジネス

運用中のハイスループット衛星2機（Horizons 3e、JCSAT-1C）、及び今後投入予定のフルデジタル衛星Superbird-9を活用し、船舶・航空機でのインターネット利用などの成長市場に向けた高速かつ大容量の通信サービスの提供を拡大し、競争力の強化と収益の拡大を目指してまいります。

また、衛星カバレッジの拡大や、通信容量の増強に向けた海外事業者との連携やM&Aについても検討を進め、アジア・オセアニア地域を中心に海外における営業展開を強化してまいります。

(2) 新たな技術の活用や事業領域拡大への取り組み

未来社会のニーズに応えるため、日本電信電話㈱との合併会社㈱Space Compassほか関係各社と連携しながら、静止・非静止衛星及びHAPS（高高度通信プラットフォーム）などを用いた多層的な通信ネットワーク（宇宙RAN（Radio Access Network））と、光通信技術や宇宙コンピューティング技術も取り入れた宇宙空間でのICTインフラ基盤（宇宙データセンタ）の実現を目指してまいります。

ビジネスインテリジェンス分野におけるサービスとしては、「Spatio-i」などを中心に販売活動を強化するとともに、パートナー企業とも連携しながら、衛星から得られる画像や位置情報などの様々なデータを活用したサービスの開発を推進し、安全保障や「LIANA」（商標出願中）による斜面・インフラモニタリングに加え、金融、保険、農林水産、物流など、新たな市場の開拓に取り組んでまいります。

事業領域の更なる拡大に向けては、衛星量子鍵配送、宇宙ごみ対策など新たな技術を用いたサービスの事業化検討も進めてまいります。

<メディア事業>

メディア事業においては、次々と台頭する資金力の豊富な国内外の動画配信サービスとのコンテンツ獲得及び顧客獲得の競争激化や国内配信事業者による合従連衡の動き等、市場環境が激しく変化しており、従来の延長線にある各種施策だけでは加入者数の減少を免れない状況にあります。このような競争環境下において、以下の展開を着実に推進することにより、収益性の改善及び新たな収益の獲得を図ってまいります。

(3) 収益性の改善

以下に示す各事業での取り組みを強化することで、加入基盤を維持・拡大し、収益性の改善を図ってまいります。

i) 放送事業

加入基盤の維持には、魅力的かつ差別化されたコンテンツが揃っていることに加え、様々なコンテンツジャンル毎にファンの嗜好に合わせた「ファン・マーケティング」を実践し、「スカパー！」ならではの顧客体験を継続して提供することが重要となってまいります。放送契約者向けの無料配信サービス「スカパー！番組配信」や、グッズやイベントなどのリアルサービスを充実し、お客様にスカパー！に触れていただく機会を増やし、長期間にわたりサービスを楽しんでいただけるよう取り組んでまいります。

テレビ1台分の料金で3台まで追加料金なしで50チャンネルが見放題となる「スカパー！基本プラン」の契約件数は順調に増加し、2023年3月末時点で727,806件に達しました。家庭内の複数の部屋で視聴人数・視聴時間が増加することで、解約率の抑制や他商品の追加契約の促進につながっております。「ファン・マーケティング」によって興味を持たれたお客様にも「スカパー！基本プラン」をお勧めしてスカパー！ライフを長く楽しんでいただけるよう各種施策を検討・実行してまいります。

プロ野球においては、2023年シーズンも全12球団公式戦を中継します。「プロ野球セットアプリ」の機能を充実させ、スマートフォンでもより快適にお楽しみいただけるように努めてまいります。その他のスポーツジャンルにおいても、引き続きファンの皆様の期待に応えられるよう、サービスの拡充に取り組んでまいりま

す。

また、採算性や将来性の観点からこれまで実施していた施策を見直していくことで、コスト削減及び生産性の向上を図ってまいります。

ii) FTTH事業

ご家庭内のインターネットブロードバンドサービスの中心となっている光回線において提供している地上波デジタル・BSデジタル等の再送信サービスは、様々なケーブルテレビ事業者との協業も含め、引き続き提供エリアを拡大しながら拡販を図ってまいります。加えて、FTTH事業販路における顧客接点も強化し、新規の多チャンネル加入獲得やアップセル等、放送事業の基盤維持に向けても取り組んでまいります。

(4) 新たな収益の獲得

新たな収益源の確立のため、2021年10月にスタートした有料配信サービス「SPOOX」(スプークス)を安定したサービスとして確立し、更に、将来的なコネクテッドTV領域での事業参入に向けた準備を推進し、中長期的に放送・配信を複合したプラットフォーム事業展開を推進してまいります。このプラットフォーム事業の展開においては、グッズ販売やイベント開催などのリアルサービスを更に充実させるとともに、web3関連事業への参入準備も進めてまいります。

また、メディアソリューション事業での収益拡大に向け、国内外の配信サービスを展開する事業者を支援する「メディアHUBクラウド」の受注拡大に取り組んでおります。加えて、コンテンツデータベースの構築等、映像コンテンツ業界のDX推進に貢献すべく、総合ソリューションサービスの提供に向けて検討を開始しております。これらにより、従来のBtoCの取り組みだけでなくBtoBの面においても新たな事業の確立を目指してまいります。

5. 主要な事業拠点及び使用人の状況

(1) 主要な事業拠点 (2023年3月31日現在)

名称		所在地
当 社		東京都港区
スカパーJSAT(株)		
	本社	東京都港区
	スカパー東京メディアセンター	東京都江東区
	横浜衛星管制センター	神奈川県横浜市
	茨城ネットワーク管制センター	茨城県常陸大宮市
	山口ネットワーク管制センター	山口県山口市
	北海道ネットワーク管制センター	北海道千歳市
JSAT International Inc.		米国 ワシントンD.C.
JSAT MOBILE Communications(株)		東京都港区
(株)スカパー・カスタマーリレーションズ		東京都品川区
(株)スカパー・ブロードキャスティング		東京都港区
(株)スカパー・エンターテイメント		東京都港区

(2) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
宇宙事業	300 (191) 名	13 (16) 名
メディア事業	391 (543) 名	△7 (44) 名
全社	157 (50) 名	1 (△3) 名
合 計	848 (784) 名	7 (57) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33 (－) 名	6 (－) 名	47.8歳	4.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
スカパーJSAT(株) (注2)	50,083百万円	100%	宇宙事業及びメディア事業
JSAT International Inc.	25百万USドル	100% (注1)	北米での衛星回線販売事業
JSAT MOBILE Communications(株)	200百万円	53.3% (注1)	衛星通信事業
JSAT IOM Limited	338千USドル	100% (注1)	外国主官庁・国際機関との協議調整業務
(株)ディー・エス・エヌ	1,000百万円	65.0% (注1)	Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業
(株)スカパー・カスタマーリレーションズ	100百万円	100% (注1)	有料多チャンネル放送等のカスタマーセンター運営
(株)スカパー・ブロードキャスティング	2,500百万円	100%	放送・配信支援事業、チャンネル運営事業
(株)スカパー・エンターテインメント	10百万円	100%	衛星基幹放送事業、衛星一般放送事業等

(注1) 議決権比率は間接所有によるものです。

(注2) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	スカパーJSAT(株)
特定完全子会社の住所	東京都港区赤坂一丁目8番1号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	151,621百万円
当社の総資産額	174,784百万円

7. 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借 入 先							借 入 額
(株)	三	菱	U	F	J	銀 行	16,228百万円
(株)	み	ず		ほ		銀 行	11,883百万円
(株)	三		井	住	友	銀 行	11,883百万円
(株)	日	本	政	策	投 資	銀 行	6,788百万円
(株)	国		際	協	力	銀 行	4,726百万円
三	井	住	友	信	託	銀 行 (株)	3,258百万円
み	ず	ほ	信	託		銀 行 (株)	3,258百万円

8. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めておりますが、その権限の行使に関する基本方針は以下のとおりであります。

当社は、株主の皆様に対する長期的かつ総合的な利益の還元を重要な経営目標と位置付けております。配当については、積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実を図る一方、安定的な配当を念頭に、財政状態、利益水準等を総合的に勘案し、中間配当及び期末配当の年2回の配当を決定すること並びに1株あたり年間16円以上・配当性向30%以上とすることを基本方針としております。

第16期配当につきましては、2022年12月2日を効力発生日として実施した1株当たり9円の間配当に加えて、2023年4月28日開催の取締役会において1株当たり11円の期末配当を決議しております。この結果、第16期の年間の配当金は1株当たり20円となります。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

1. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	1,450,000,000株
(2) 発行済株式の総数	297,404,212株
(3) 株主数	37,829名
(4) 上位10名の株主	

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠・フジ・パートナーズ(株)	76,568,800株	26.36%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	27,636,200株	9.51%
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	26,057,000株	8.97%
日本テレビ放送網(株)	20,891,400株	7.19%
(株)TBSホールディングス	18,434,000株	6.35%
(株)日本カストディ銀行(信託口)	15,112,400株	5.20%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	6,943,629株	2.39%
(株)電通グループ	4,000,000株	1.38%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	3,258,323株	1.12%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,084,600株	1.06%

(注) 当社は自己株式を6,933,124株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付を受けた者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 57,904株	4名
社外取締役	当社普通株式 0株	0名
監査役	当社普通株式 0株	0名

(注) 上記は、当社が当社役員に対して譲渡制限付株式報酬として自己株式を交付したものです。なお、当社は当社子会社の執行役員及び理事17名に対しても、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式121,283株を交付しております。

3. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 当社の会社役員に関する事項 (2023年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
米 倉 英 一	代表取締役社長	スカパーJSAT(株) 代表取締役 執行役員社長
福 岡 徹	代表取締役 宇宙事業担当	スカパーJSAT(株) 代表取締役 執行役員副社長
小 川 正 人	取締役 メディア事業担当	スカパーJSAT(株) 取締役 執行役員専務 日活(株) 社外取締役
松 谷 浩 一	取締役 最高財務責任者 経営管理担当 内部統制担当 情報統括管理責任者 リスクマネジメント統括責任者 グループコンプライアンス統括責任者 最高情報セキュリティ責任者	スカパーJSAT(株) 取締役 執行役員常務
中 谷 巖	取締役	(株)WDI 社外取締役 (株)不識庵 代表取締役
藤 原 洋	取締役	(株)インターネット総合研究所 代表取締役所長 モバイル・インターネットキャピタル(株) 社外取締役 (株)YAJIN 取締役会長 (一財)宇宙科学研究イニシアティブ 代表理事 (株)ブロードバンドタワー 代表取締役会長兼社長CEO (一財)インターネット協会 理事長 グローバルIoTテクノロジーベンチャーズ(株) 取締役 (株)ECBOスクエア 取締役 (株)チェンジ 社外取締役 (一財)日本システム開発研究所 代表理事 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 社外 取締役 (株)ティエスエスリンク 代表取締役社長 ジャパנקーブルキャスト(株) 代表取締役会長兼社長 CEO SBI大学院大学 学長 (株)ナノオプト・メディア 代表取締役会長 (一社)デジタル田園都市国家構想応援団 代表理事
大 賀 公 子	取締役	(株)ブロードバンドタワー 社外取締役 (監査等委員) アルコニックス(株) 社外監査役 電源開発(株) 社外取締役 (監査等委員)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
清 水 賢 治	取締役	(株)フジ・メディア・ホールディングス 専務取締役 (株)ビーエスフジ 社外監査役 (株)ニッポン放送 社外取締役 (株)スペースシャワーネットワーク 社外取締役 東映アニメーション(株) 社外取締役 伊藤忠・フジ・パートナーズ(株) 社外取締役 日本映画放送(株) 社外取締役 (株)WOWOW 社外取締役 (株)サテライト・サービス 社外監査役
於 保 浩 之	取締役	日本テレビホールディングス(株) 上席執行役員 HJホールディングス(株) 取締役 (非常勤) 日本テレビ放送網(株) 取締役 常務執行役員 (株)PLAY 取締役 (非常勤)
大 江 淳 彦	常勤監査役	スカパーJSAT(株) 監査役 (株)スカパー・ブロードキャスティング 監査役 (株)ディー・エス・エヌ 監査役
小 川 晃	常勤監査役	スカパーJSAT(株) 監査役 (株)スカパー・カスタマーリレーションズ 監査役
高 橋 勉	監査役	豊田通商(株) 社外監査役 みずほ信託銀行(株) 社外取締役 (監査等委員)
大 友 淳	監査役	(株)TBSテレビ 取締役 (株)WOWOW 社外取締役

(注1) 取締役 中谷蔵、藤原洋、大賀公子、清水賢治、於保浩之の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 監査役小川晃、高橋勉、大友淳の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 監査役 高橋勉氏は、公認会計士として会計分野に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注4) 社外取締役 中谷蔵、藤原洋、大賀公子及び社外監査役 小川晃、高橋勉の各氏については、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

(注5) 社外取締役 清水賢治は、(株)フジテレビジョンの常務取締役を2022年6月28日付で退任いたしました。

(注6) 社外取締役 中谷蔵、藤原洋、大賀公子、清水賢治、於保浩之の各氏及び社外監査役 高橋勉、大友淳の各氏の上記兼職先のうち、以下に記載の各社を除く各社と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。社外取締役 於保浩之氏の兼職先である日本テレビ放送網(株)と当社子会社であるスカパーJSAT(株)の間には衛星通信サービス等の取引関係があります。社外監査役 大友淳氏の兼職先である(株)TBSテレビと当社子会社であるスカパーJSAT(株)の間には衛星通信サービス及び送出付帯業務等の取引関係があります。社外監査役 小川晃氏の兼職先であるスカパーJSAT(株)及び(株)スカパー・カスタマーリレーションズは当社子会社であります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、定款第26条第2項及び第35条第2項で取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関して規定しております。当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等が填補されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は対象外とすること、及び一部免責金額を設定することにより役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しており、被保険者の負担はありません。

4. 役員の報酬等

(1) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額（百万円）			対象となる役員 の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役（社外取締役を除く）	75	27	19	29	4
監査役（社外監査役を除く）	22	22	－	－	1
社外取締役	45	45	－	－	6
社外監査役	37	37	－	－	3

（注1）報酬等の総額には、当社子会社の取締役を兼務した当社取締役に対する当該子会社の役員報酬総額121百万円（固定報酬90百万円、業績連動報酬31百万円）は含まれておりません。

（注2）上記には、2022年6月24日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

① 決定方針の決定の方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動した報酬体系を構築すべく、報酬方針、配分体系及び運用における客観性を確保するために指名報酬委員会の答申を受けたうえで、2021年2月3日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

② 決定方針の内容の概要

当社の役員報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成されており、その支給割合の決定方針は、各事業年度における業績の向上並びに中長期的な企業価値の増大に向けた適切なインセンティブとして機能するように考慮し、指名報酬委員会の答申を受けたうえで、決定しております。

なお、社外取締役の報酬については、その職責に照らしその独立性を重視する観点から、固定報酬のみとしております。

決定に際しては、報酬方針、配分体系及び運用における客観性を確保するために指名報酬委員会の答申を受けたうえで、取締役会が方針を決定し、指名報酬委員会が個々の取締役への固定報酬及び業績連動報酬の支給額を決定いたします。譲渡制限付株式の割当数の基準となる支給額（１年当たり）は、報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により定めます。なお、指名報酬委員会の構成メンバーとして選任される取締役は社外取締役を過半数とし、委員長（議長）を独立社外取締役とすることで、報酬決定の客観性・公正性を確保いたします。

固定報酬は、役員が担う役割・責任に対する対価として、役位に応じた一律金額を設定しており、毎月支給いたします。

業績連動報酬は、毎事業年度ごとの役位別に実施する評価に応じて金銭により支給する報酬であり、業績連動報酬に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益（以下「連結当期純利益」という。）及びセグメント利益の定量指標により役員ごとに設定いたします。なお、業績連動報酬は業績評価対象期間後、報酬額を確定し、通常７月に支給いたします。

株式報酬として普通株式を用いた譲渡制限付株式を交付し、譲渡制限解除は役員退任時を原則といたします。譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は年額60百万円以内といたします。また、当社の普通株式について発行または処分を受ける当社の普通株式の総数は年26万株以内といたします。なお、株式報酬は、譲渡制限付株式（事前交付型RS）を適用し、原則として、年１回、対象者に対して譲渡制限付株式の割当てを行い、譲渡制限解除は役員退任時を原則といたします。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 業績連動報酬に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標の目標として連結当期純利益及びセグメント利益を掲げ、役員ごとに設定している目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を業績連動報酬として毎年一定の時期に支給することとしています。業績指標として連結当期純利益及びセグメント利益を選定した理由は、当該指標が当社の短期及び中長期的な業績への貢献度を総合的に判断できるものであり、役職員全員が共有できる客観的かつ定量的な評価指標であると考えているためです。

業績連動報酬の額の算定方法は、毎事業年度ごとに役位別の報酬額に業績の達成状況に応じた一定の係数を

乗じて算出される定量評価部分に、特殊要因や突発事項等の変動要素を調整・考慮するために指名報酬委員会が定める一定の調整係数を乗じて支給額を決定しております。定量評価部分の係数（役位別の業績報酬額に乘じられる一定の係数）につきましては、単年度の業績指標の目標として連結当期純利益及びセグメント利益を掲げ、役員ごとに設定している目標値に対する達成度合いに応じて指名報酬委員会が決定しております。

なお、当事業年度における主な定量指標の目標及び実績は、連結当期純利益150億円（実績158億円）、宇宙事業セグメント利益130億円（実績135億円）、メディア事業セグメント利益24億円（実績28億円）であります。

（4）非金銭報酬に関する事項

取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、2020年7月30日開催の第13回定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度を導入しており、毎年1回、取締役会決議を経て、対象者に対し普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。当該株式報酬の内容は、普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、譲渡制限解除は役員退任時を原則とします。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は年額60百万円以内とし、当社の普通株式について発行または処分を受ける当社の普通株式の総数は年26万株以内とします。なお、その交付状況は「2. 2当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況」に記載のとおりです。

（5）取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第1回定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役年額60百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は5名）です。また、当該金銭報酬の枠内で、2020年7月30日開催の第13回定時株主総会において、株式報酬の額を年額60百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第1回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

（6）取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

報酬決定の客観性・公正性を確保するために、指名報酬委員会の構成メンバーとして取締役会によって選定された取締役（当事業年度においては、中谷巖社外取締役（議長）、藤原洋社外取締役、大賀公子社外取締役、清水賢治社外取締役、米倉英一代表取締役社長の5名）に個々の取締役への支給額の決定を委任する旨を取締役会にて決議しております。当該権限が適切に行使されるよう、指名報酬委員会の構成メンバーとして選定される取締役は、社外取締役を過半数とし委員長（議長）を社外取締役とすることで、報酬決定の客観性・公正性を確保しております。なお、役員報酬のうち、株式報酬については、取締役会にて個々の取締役への割当て数を決議しております。

5. 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中 谷 巖	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席し、議案の審議等につき、必要に応じ、経済・経営分野における高度な専門性に基づいた発言を行っており、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。また、同氏は、取締役の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う指名報酬委員会の委員長を務めております。当事業年度に開催された指名報酬委員会8回のうち8回に出席しております。
取締役	藤 原 洋	当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回に出席し、議案の審議等につき、必要に応じ、企業経営者としての高い見識と、情報・通信分野における豊富な経験・知見に基づいた発言を行っており、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。また、同氏は、取締役の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う指名報酬委員会の委員を務めております。当事業年度に開催された指名報酬委員会8回のうち5回に出席しております。
取締役	大 賀 公 子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、議案の審議等につき、必要に応じ、企業経営者としての高い見識と、通信業界における豊富な経験・知見に基づいた発言を行っており、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。また、同氏は、取締役の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う指名報酬委員会の委員を務めております。当事業年度に開催された指名報酬委員会8回のうち8回に出席しております。
取締役	清 水 賢 治	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、議案の審議等につき、必要に応じ、企業経営者としての高い見識と、メディア事業における豊富な経験・知見に基づいた発言を行っており、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的な立場からの経営陣の監督に努めております。また、同氏は、取締役の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う指名報酬委員会の委員を務めております。当事業年度に開催された指名報酬委員会8回のうち8回に出席しております。
取締役	於 保 浩 之	就任後に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、議案の審議等につき、必要に応じ、企業経営者としての高い見識と、メディア事業における豊富な経験・知見に基づいた発言を行っており、経営体制強化に関する点を中心に、独立した客観的立場からの経営陣の監督に努めております。
監査役	小 川 晃	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回に出席し、議案の審議等につき、必要に応じ、国際的な金融分野での事業経営における豊富な経験・知見に基づいた発言を行っております。
監査役	高 橋 勉	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち13回に出席し、議案の審議等につき、必要に応じ、会計分野における高度な専門性及び豊富な監査経験に基づいた発言を行っております。
監査役	大 友 淳	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回のうち13回に出席し、議案の審議等につき、必要に応じ、メディア事業における幅広い見識に基づいた発言を行っております。

(注1) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(注2) 上記指名報酬委員会の開催回数のほか、指名報酬委員会があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5 会計監査人に関する事項

1. 氏名または名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	75百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	142百万円

- (注1) 当社の子会社のうち、会計監査人設置会社につきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
- (注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- (注3) 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務の執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として気候関連財務情報開示への対応に関する助言・指導業務等を委託しております。

4. 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 決議の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、その基本方針を2007年4月2日開催の取締役会で決議し次のとおり整備しております。（直近では、2019年5月8日付で一部改訂を行っております。）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「スカパーJSATグループミッション」及び「スカパーJSATグループ行動指針」を基に、取締役及び使用人が法令等（定款・社内規程・企業倫理含む）を遵守（以下「コンプライアンス」という）した行動をとるため、スカパーJSATグループコンプライアンス基本規程及びグループ役職員行動規範を定める。
- ② コンプライアンス統括責任者を任命し、コンプライアンス統括責任者を委員長とするコンプライアンス委員会及びその事務局としてコンプライアンス推進事務局を設置する。委員長は、コンプライアンス委員会に、コンプライアンスを社内にて定着させていくための仕組み（以下「コンプライアンスプログラム」という）に関する事項及びコンプライアンス上の問題等、コンプライアンスに関わる事項を付議し、審議結果を取締役に適宜報告する。
- ③ コンプライアンスを社内にて定着させていくため、全社のコンプライアンスプログラムの維持・管理及びコンプライアンスプログラムに関わる取締役及び使用人への教育・研修等を行う。
- ④ 内部監査部門により、コンプライアンスの状況を監査する。
- ⑤ 当社の事業活動または取締役及び使用人に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに社内及び社外に設置する窓口に通報・相談するシステムとして、「コンプライアンスヘルプライン」を整備する。
- ⑥ 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的な団体・個人に対する一切の関係を遮断し、名目に関わらずいかなる利益の供与も防止する体制を整備する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報の保存及び管理に関する規程を定め、取締役会の職務執行に係る情報については、当該規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- ② 取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに、本社において閲覧が可能となる場所に保管する。
- ③ 情報セキュリティ基本方針及びその他情報セキュリティ関連規程に従い、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図るとともに、各種情報資産への脅威が発生しないよう適切な体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクを総合的に認識・評価し適切なリスク対応を行うために、リスクマネジメント規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
- ② リスク管理の実効性を確保するため、リスクマネジメント統括責任者を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置する。
- ③ リスクマネジメント委員会は、リスク管理の方針の決定、リスク管理に係わるリスクの評価及びリスクの予防措置の検討等を行うとともに、個別事案の検証を通じて、全社的なリスク管理体制の整備を図る。
- ④ 不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。
- ⑤ 内部監査部門により、リスク管理の状況を監査する。
- ⑥ リスクマネジメント統括責任者が、リスク管理の状況等につき、取締役会に適宜報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、決裁に関する職務権限規程において、社長決裁等の決裁権限を定め、必要に応じて社長決裁を行うための諮問機関である経営会議にて審議のうえ、執行決定を行う。
- ② 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織及び業務分掌に関する規程において各部門の業務分担を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

(5) 財務報告の適正を確保するための体制

当社グループの連結財務報告の適正を確保するため、当社及び対象子会社に、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするための体制（財務報告に係る内部統制）を整備し運用する。

(6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営理念を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、取締役の職務執行の一定の事項（内部統制に係る事項を含むがこれらに限らない。）について子会社に報告を求めるとともに、各種連絡会・協議会等を設置し、積極的な情報共有を図り、子会社の経営管理を行う。また、効率的なグループファイナンス（キャッシュ・マネジメント・システム）導入等により、経営の効率化を確保する。

- ② 「スカパーJSATグループミッション」及び「スカパーJSATグループ行動指針」、並びに、スカパーJSATグループコンプライアンス基本規程及びグループ役職員行動規範に基づき、子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行うものとする。また、各子会社において、当社に準拠したコンプライアンスプログラムを整備し、コンプライアンスの周知・徹底及び推進のための教育・研修を支援する。
- ③ 各子会社からの通報・相談を受け付けるシステムとして当社グループの「コンプライアンスヘルプライン」を整備する。
- ④ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制、並びに、損失の危険の管理に関する規程その他の体制等を整備するにあたり、リスクマネジメント委員会において子会社のリスク管理方針の決定や子会社の個別事案の検証を実施する等、子会社と一体となった体制整備を行うほか、子会社の規模・業態等に応じて、子会社における体制整備を支援する。
- ⑤ 内部監査部門により、子会社に対する内部監査を実施し、その結果を当社及び当該子会社の取締役に報告する。

(7) 監査役を補助する使用人の体制並びにその補助する使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保するための体制

- ① 内部監査部門が必要に応じて監査役の監査を補助する旨、職務分掌で明確化する。
- ② 内部監査部門の監査役の職務を補助する使用人は、監査役からの要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査役の同意を得なければならない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項、監査役が出席する会議体、監査役が閲覧する書類等を明確に定め、取締役及び使用人に対して周知徹底を図る。
- ② 上記にかかわらず、監査役が、必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。
- ③ 監査役が子会社の監査役との定期的な情報交換を行うことができる体制を整備する。また、内部監査部門により、監査役に対し子会社の監査結果の報告を行う。
- ④ 当社グループの「コンプライアンスヘルプライン」の内部通報状況について、遅滞なく監査役に報告する。
- ⑤ 内部通報に関する規程において、当社グループの「コンプライアンスヘルプライン」への通報内容が監査役へ報告されたことを理由として、当該報告を行った当社グループの取締役及び使用人に不利な取扱いが行われないことを確保する。

(9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合をもつこととする。
- ② 内部監査部門は、内部監査の計画及び結果の報告を監査役に対しても、定期的及び必要に応じ随時行い、相互の係をを図る。
- ③ 監査役の必要に応じて、弁護士、その他外部の専門家に相談ができる体制を確保し、当該相談に要する費用その他監査に係る諸費用について、監査の実行を担保するべく予算を確保する。

2. 体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりとなっております。

(1) 法令遵守体制

- ・グループ会社を含むコンプライアンス委員会を3回開催し、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを統括しております。
- ・当社グループの全役職員を対象としたeラーニング等による教育研修や関連法令情報の随時提供等を実施し、「スカパーJSATグループミッション」、「スカパーJSATグループ行動指針」、「スカパーJSATグループコンプライアンス基本規程」及び関連規程の遵守徹底に努めております。
- ・法令違反行為の未然の防止及び早期発見のため、「コンプライアンスヘルプライン」を設置し、当社グループの役職員に周知のうえ、運用しております。また、取締役等の関与が疑われる通報案件については、業務執行者を介さずに直接常勤監査役に報告することができる「コンプライアンスヘルプライン」のルールを確保し、運用しております。なお、「コンプライアンスヘルプライン」による通報者は、内部通報に関する規程として定めている「内部通報制度運用規程」により、通報したことを理由として不利益な取り扱いを受けないことが制度として確保されています。
- ・「グループ役職員行動規範」に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的な団体・個人に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないこととしており、その遵守を徹底しております。

(2) 情報保存管理体制

- ・取締役会資料及び議事録等の重要書類は、必要の都度閲覧可能な状態に保ち、かつ、セキュリティの高いサーバに格納する等適切に管理しております。
- ・既に認証・取得済みであるISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）及びプライバシーマークの基準に準拠する形で「情報セキュリティ規程」等の社内規程を整備するとともに、当社グループ全体を対象に情報セキュリティに関する教育を実施し、これらの社内規程に基づく運用の徹底を図っています。

(3) 損失危険管理体制

- ・当社グループにおけるリスク管理体制の強化を目的としたリスクマネジメント委員会を2回開催し、当該委員会が主体となり、重要リスクへの対策を強化し、実効性のある管理体制の整備・運用に取り組んでおります。
- ・事業継続のためにBCP（事業継続計画）を策定し、毎年訓練を実施し、継続的に改善を行っております。
- ・当社グループの経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクが顕在化した際には、「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクマネジメント統括責任者が迅速に対策会議等を招集し、対応する体制を構築しております。
- ・サイバー攻撃の多様化、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進等によるサイバーセキュリティリスクの増加等を受け、最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer）を任命し、サイバーセキュリティへの対策を実施・強化しております。

(4) 効率的職務執行体制

- ・取締役会規程に基づき、取締役会を16回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けております。
上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
- ・決裁に関する職務権限規程におきまして、社長決裁等の決裁権限を定め、経営会議規程に基づき社長決裁を行うための諮問機関である経営会議を21回開催し、効率的に審議・執行決定を行っております。

(5) 財務報告の適正を確保するための体制

- ・連結財務報告の信頼性確保のため、当社はグループ会社を金商法内部統制（J-SOX）の対象として、内部統制文書を作成し、毎年整備・運用状況を評価しております。

(6) 企業集団内部統制

- ・当社は、グループ会社に対して、「関係会社管理規程」及び「スカパーJSATグループコンプライアンス基本規程」並びに「グループ役職員行動規範」を遵守するよう求めています。また、グループ会社が当該規程等を遵守して業務を実施しているかの確認を行い、課題がある場合には改善するよう求めています。
- ・当社は、「関係会社管理規程」等においてグループ会社の経営上の重要事項のうち事前に当社と協議する事項及び当社に報告する事項を明確化しており、グループ会社における経営関連や業務遂行等に関する重要事項についてグループ会社と事前協議を行うほか、グループ会社から経営会議等において、財務・決算、人員情報、リスクマネジメント等各種重要事項について定期的に報告を受けております。
- ・当社の内部監査部門が当社を含むグループ会社の監査を定期的の実施しており、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告しております。

(7) 監査役監査体制

- ・監査役は取締役会、経営会議、内部統制委員会、リスクマネジメント委員会等、各種重要会議に出席し、適宜意見を述べております。
- ・監査役は代表取締役と四半期毎に意見交換等を行っております。また、内部監査部門等の監査報告や内部通報の状況は適宜監査役に報告されております。
- ・監査役の職務を補助する使用人は3名任命されており、監査役から補助使用人への指揮命令権等の不当な制限を禁止しております。
- ・監査役監査において費用等の使用に障害はなく、監査役監査の実効性を妨げるような支障が生じないよう努めております。

7 コーポレート・ガバナンスに関する考え方

当社グループは、株式公開企業として、資本市場における企業価値の最大化をコーポレート・ガバナンスの基本目標と考えております。

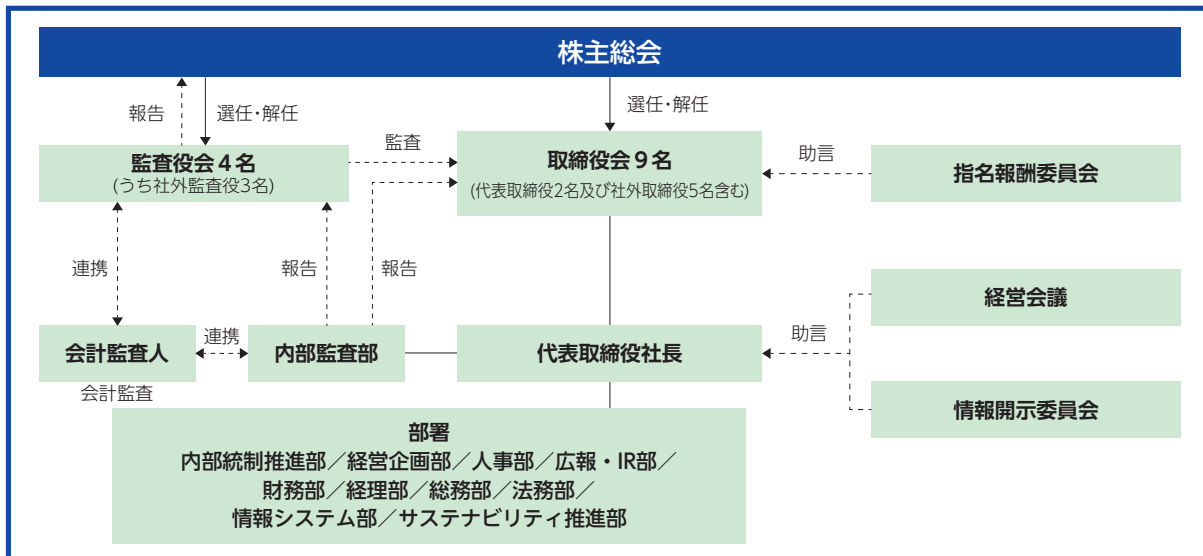
そのためには、株主の皆様や当社グループのサービス対象であるお客様をはじめ、取引先、社員、地域社会等の当社グループを取り巻く利害関係者（ステークホルダー）との良好な関係を築くとともに、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識し、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることを、経営上最も重要な課題の一つとして位置付けております。

こうした考えの下、2007年4月の会社設立以来、複数名の社外取締役を選任し、取締役会の諮問機関として任意の組織である指名報酬委員会を設置するなど、放送と通信という公共性の高い事業を展開する企業グループとして、経営の透明性・健全性の確保・向上に取り組んでおります。2015年度からは、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社独自の独立性判断基準を新たに策定しております。

また、株主や投資家の皆様へは迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

<ご参考>

コーポレート・ガバナンス組織図



(2023年3月31日現在)

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第16期 2023年3月31日現在
資産の部	
流動資産	228,855
現金及び預金	74,913
売掛金	61,474
リース債権	46,234
有価証券	32,995
番組勘定	948
商品	1,232
仕掛品	349
貯蔵品	228
短期貸付金	3,629
未収入金	706
その他	6,229
貸倒引当金	△88
固定資産	170,200
有形固定資産	115,393
建物及び構築物	7,446
機械装置及び運搬具	18,521
通信衛星設備	61,640
土地	2,924
建設仮勘定	20,523
その他	4,337
無形固定資産	4,345
ソフトウェア	4,287
その他	58
投資その他の資産	50,460
投資有価証券	24,856
長期貸付金	12,946
繰延税金資産	10,154
その他	2,503
資産合計	399,055

科目	第16期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	64,076
買掛金	254
1年内返済予定の長期借入金	10,572
未払金	13,715
未払法人税等	5,804
視聴料預り金	6,754
前受収益	19,145
賞与引当金	628
その他	7,201
固定負債	78,163
社債	10,000
長期借入金	52,975
繰延税金負債	1,102
退職給付に係る負債	6,545
資産除去債務	2,273
その他	5,266
負債合計	142,239
純資産の部	
株主資本	253,401
資本金	10,081
資本剰余金	131,911
利益剰余金	114,333
自己株式	△2,924
その他の包括利益累計額	2,018
その他有価証券評価差額金	△191
繰延ヘッジ損益	7
為替換算調整勘定	2,546
退職給付に係る調整累計額	△343
非支配株主持分	1,395
純資産合計	256,815
負債純資産合計	399,055

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第16期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	
営業収益		121,139
営業原価		69,057
営業総利益		52,082
販売費及び一般管理費		29,758
営業利益		22,324
営業外収益		
受取利息	1,693	
受取配当金	14	
為替差益	57	
助成金収入	366	
その他	336	2,468
営業外費用		
支払利息	1,497	
持分法による投資損失	68	
その他	31	1,597
経常利益		23,194
特別利益		
投資有価証券売却益	234	234
特別損失		
減損損失	73	
投資有価証券評価損	223	
その他	9	307
税金等調整前当期純利益		23,122
法人税、住民税及び事業税	8,142	
法人税等調整額	△1,119	7,022
当期純利益		16,099
非支配株主に帰属する当期純利益		289
親会社株主に帰属する当期純利益		15,810

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第16期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	10,081	131,892	103,749	△3,000	242,724	
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△5,226		△5,226	
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,810		15,810	
自己株式の処分		18		75	93	
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）						
連結会計年度中の変動額合計	－	18	10,583	75	10,677	
当期末残高	10,081	131,911	114,333	△2,924	253,401	

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△67	△45	△140	△482	△736	1,088	243,077
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△5,226
親会社株主に帰属する 当期純利益							15,810
自己株式の処分							93
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額（純額）	△124	53	2,687	138	2,754	306	3,061
連結会計年度中の変動額合計	△124	53	2,687	138	2,754	306	13,738
当期末残高	△191	7	2,546	△343	2,018	1,395	256,815

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 会社計算規則（2006年2月7日法務省令第13号、最終改正 2022年12月26日法務省令第43号）に基づいて連結計算書類を作成しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

スカパーJSAT(株)

JSAT International Inc.

JSAT MOBILE Communications(株)

JSAT IOM Limited

(株)ディー・エス・エヌ

(株)スカパー・カスタマーリレーションズ

(株)スカパー・ブロードキャスティング

(株)スカパー・エンターテイメント

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社等の名称

ウィッチブレイド製作委員会 他5社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社数 6社

主要な会社等の名称

ウィッチブレイド製作委員会 他5社

② 持分法適用の関連会社数 23社

主要な会社等の名称

(株)ジェイ・スポーツ

日活(株)

(株)エム・シー・シー

Horizons Satellite Holdings LLC

Horizons-3 Satellite LLC

(株)THReee entertainment

衛星データサービス企画(株)

Sol Levante Sports(株)

(株)Space Compass 他14社

上記のうち、(株)Space Compassは、新たに出資したため、当連結会計年度において持分法適用の関連会社を含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちJSAT International Inc.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

・満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

b. デリバティブ

時価法によっております。

c. 棚卸資産

番組勘定

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

商品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 : 3 ～ 50年

機械装置及び運搬具 : 2 ～ 17年

通信衛星設備 : 12～15年

その他 : 2 ～ 20年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち会社で定めた支給対象期間中の当連結会計年度負担分を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しており、宇宙事業及びメディア事業の各報告セグメントにおいて、以下の財又はサービスを提供しております。

a. 宇宙事業

宇宙事業におけるサービスのうち主なものは、衛星回線サービスであります。

当社グループは、静止軌道上の通信衛星を経由して地上局との送受信を行うことで衛星回線サービスを提供しており、当該サービスにおける収入は主に通信系サービスと放送系サービスにより構成されております。

通信系サービスは、主に通信回線の販売及び周辺サービスからなるものであります。通信回線の販売等については一定の期間にわたり履行義務を充足する取引として回線の提供に応じて収益を認識し、周辺サービスについては個々の契約内容に基づき引渡しの完了時点またはサービスの提供に応じて収益を認識しております。これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

放送系サービスは、主に有料多チャンネル放送の各チャンネルを運営する放送事業者に衛星回線を提供するものであり、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引として、衛星回線の提供に応じて収益を認識しております。これらの取引の対価は、個々の契約内容に基づき、6ヶ月から12ヶ月分を一括で請求、または月額を月次で請求しており、請求日から概ね翌月までに受領しております。

なお、一部の回線販売、機器販売及び衛星画像販売については、これらのサービス利用者への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引として、サービス利用者から受け取る額から回線等の提供者に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。また、回線契約の開始時に収受する登録料については、見積り平均契約期間にわたり認識することとしています。

b. メディア事業

メディア事業におけるサービスのうち主なものは、放送・配信に関するプラットフォームの提供であります。

当社グループは、衛星放送の「スカパー！」を中心として、光回線・インターネット等の様々な伝送路を通じた放送プラットフォームを展開しており、加入者に対して放送・配信を行うとともに、プラットフォーム上の各チャンネルを運営する放送事業者に対して顧客管理業務等のプラットフォームサービスを提供しております。これらのサービスにおける収益は、主に視聴料収入・基本料収入・業務手数料収入・FTTH事業収入により構成されております。

視聴料収入及び基本料収入は一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、加入者との放送契約約款に基づく放送サービスの提供に応じて収益を認識しております。これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。なお、視聴料収入は、視聴者への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引であるため、視聴者から受け取る額から番組供給事業者等に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

業務手数料収入は一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、放送事業者との契約に基づくプラットフォームサービスの提供に応じて収益を認識しております。これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

FTTH事業収入は一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、テレビ視聴サービスの提供に応じて収益を認識しております。これらの取引の対価は、主に回収代行会社を経由し、サービスの提供から概ね8ヶ月以内で受領しております。なお、FTTH事業のフレッツサービスの契約の開始時に収受する登録料については、見積り平均契約期間にわたり認識することとしております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（10～12年）による定額法により費用処理しております。

c. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約及び金利スワップ

ヘッジ対象 外貨建予定取引及び借入金利息であります。

c. ヘッジ方針

内部規程に基づき、為替変動リスクを回避する目的で為替予約を、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを実需の範囲内で利用しております。

d. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引及び金利スワップ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発生する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却しております。なお、ジェイサット(株)及び宇宙通信(株)の取得に係るのれんの償却期間は15年であります。

(6) 表示方法の変更に係る事項

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記いたしました。なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「助成金収入」は216百万円であります。

2. 会計上の見積りに関する注記

超過収益力等を反映した価格で取得した市場価格のない株式の評価

(1) 連結計算書類に計上した金額

当社グループは、安定的な取引関係の構築や成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化を通じて中長期的な企業価値の向上に繋げること等を目的とした株式を保有しており、当連結会計年度の連結貸借対照表の投資有価証券に計上しています。これらの投資有価証券のうち、超過収益力等を反映した価格で取得した市場価格のない株式1,999百万円については、投資先の事業計画の達成状況等を勘案し減損処理の要否を判定しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する内容

当連結会計年度において、当該株式については、投資先の事業計画の達成状況の他、その実質価額の見積りのための主要な仮定や、その他当社が有している情報等を勘案して総合的に検討した結果、超過収益力等を含む実質価額は著しく低下していないため、減損処理を行っておりません。

超過収益力等を含む実質価額の見積りのための主要な仮定は、投資先の中長期の事業計画及びその前提となる経営環境や市場、消費動向、需要や供給の動向並びに資金調達の状況等であります。

なお、当該投資先の経営成績が事業計画を大幅に下回るなど超過収益力等を含む実質価額が著しく低下した場合には、翌連結会計年度において減損処理を実施する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 241,666百万円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	5,373百万円
売掛金	42,704百万円
リース債権	4,607百万円
流動資産「その他」	476百万円
計	53,160百万円

(注) Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に関するコミットメントライン契約に基づく借入金を担保するものであります。

担保付債務は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	4,951百万円
長期借入金	37,137百万円
計	42,088百万円

(3) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約（借手側）

運転資金の効率的な調整を行うため、取引銀行9行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	13,200百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	13,200百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	297,404,212	—	—	297,404,212
合 計	297,404,212	—	—	297,404,212
自 己 株 式				
普 通 株 式	7,104,178	8,133	179,187	6,933,124
合 計	7,104,178	8,133	179,187	6,933,124

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加8,133株は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少179,187株は、譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分したことによるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月28日 取締役会	普通株式	2,612	9	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月2日 取締役会	普通株式	2,614	9	2022年9月30日	2022年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年4月28日 取締役会	普通株式	3,195	利益剰余金	11	2023年3月31日	2023年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針です。また、デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金及びリース債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社グループの与信管理規程に従って取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで当該リスクを管理しております。

満期保有目的の債券は、主に一時的な余剰資金の運用を目的とした債券であり、発行体の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクを軽減するために格付けの高い債券のみを対象としております。

その他有価証券は、上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクを軽減するために定期的に時価や投資先の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務は資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、一定の手元流動性を維持する資金計画を作成・実行するとともに、取引金融機関と締結したコミットメントライン契約により当該リスクを管理しております。

借入金及び社債は、PFI事業及び事業投資・設備投資に係る資金調達によるものであります。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部については金利スワップ取引を利用して支払金利を固定化しております。

デリバティブ取引は、番組購入及び通信衛星設備等の調達に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(5) 会計方針に関する事項 ⑦ 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日現在（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 売掛金	61,474		
貸倒引当金	△87		
	61,386	62,309	922
(2) リース債権	46,234	46,295	60
(3) 短期貸付金	3,629	3,629	－
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	1,205	1,205	－
(5) 長期貸付金	12,946	12,946	－
(6) 1年内返済予定の長期借入金	10,572	10,588	16
(7) 社債	10,000	10,124	124
(8) 長期借入金	52,975	53,714	739
(9) デリバティブ取引 (*3)	(85)	(85)	－

(※1) 「現金及び預金」、「未収入金」、「有価証券」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「視聴料預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	23,134
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	517

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,205	—	—	1,205
デリバティブ取引				
通貨関連	—	450	—	450
金利関連	—	4	—	4
資産計	1,205	454	—	1,660
デリバティブ取引				
通貨関連	—	115	—	115
金利関連	—	424	—	424
負債計	—	539	—	539

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	62,309	—	62,309
リース債権	—	46,295	—	46,295
短期貸付金	—	3,629	—	3,629
長期貸付金	—	12,946	—	12,946
資産計	—	125,180	—	125,180
1年内返済予定の長期借入金	—	10,588	—	10,588
社債	—	10,124	—	10,124
長期借入金	—	53,714	—	53,714
負債計	—	74,428	—	74,428

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

その他有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は金利スワップ及び為替予約であります。これらの時価は取引金融機関から提示された価額等によっていることから、その時価はレベル2に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

売掛金、リース債権

回収に長期間を要する債権については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっていることから、その時価はレベル2に分類しております。また、短期間に回収される債権については、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

短期貸付金、長期貸付金

短期貸付金、長期貸付金については、一定の期間ごとに区分した当該貸付金の元利金の合計額を、国債等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっていることから、その時価はレベル2に分類しております。なお、これらは変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、かつ貸付先の信用状態が貸付実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

社債

社債の時価の算定方法は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっていることから、その時価はレベル2に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金

固定金利による借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値によっていることから、その時価はレベル2に分類しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、かつ当社の信用状態は資金調達実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループは、顧客との契約から生じる収益を顧客との契約に基づきサービス別に分解しております。当連結会計年度におけるこれらの分解した収益とセグメント営業収益との関連は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント	主要な財またはサービスの種類	金額
宇宙事業	通信	47,913
	放送	7,506
	計	55,419
メディア事業	視聴料（注1）	16,700
	業務手数料	15,263
	基本料	10,839
	FTTH事業	8,487
	その他	14,429
	計	65,720
外部顧客への売上高（注2）		121,139

（注1）視聴者から受け取る対価の総額から、番組供給事業者への支払額を控除した金額を収益として認識しております。

（注2）外部顧客への売上高の内訳には、「顧客との契約から生じる収益」以外のその他の源泉から生じる売上高が5,502百万円含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 （5）会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	63,494	61,044
契約負債	10,994	19,304

契約負債は、主に宇宙事業の通信系サービスにおける顧客からの前受対価であり、当社グループが契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。契約負債は連結貸借対照表上、流動負債の「前受収益」、「その他」、及び固定負債の「その他」に含まれております。

当期において認識した収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていた金額は4,353百万円であります。

当期における契約負債の変動の主な要因は対価の受け取りによる増加と収益の認識による減少であります。なお、当期において、過去の期間に充足した履行義務から認識した重要な収益の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は、当連結会計年度末において166,447百万円であります。当該履行義務は、主に宇宙事業における長期契約に関するものであり、今後1年から21年の間で収益を認識することを見込んでおります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 879円33銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 54円44銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

■ 計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第16期 2023年3月31日現在	科目	第16期 2023年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	11,652	流動負債	734
現金及び預金	217	1年内返済予定の長期借入金	500
未収入金	274	未払金	77
未収還付法人税等	1,268	未払法人税等	1
関係会社預け金	9,741	その他	155
その他	149	固定負債	10,296
固定資産	163,132	社債	10,000
有形固定資産	138	資産除去債務	296
建物	134	負債合計	11,030
工具器具備品	4	純資産の部	
無形固定資産	33	株主資本	163,753
ソフトウェア	33	資本金	10,081
投資その他の資産	162,959	資本剰余金	142,476
関係会社株式	152,913	資本準備金	100,081
関係会社長期貸付金	10,000	その他資本剰余金	42,394
繰延税金資産	45	利益剰余金	14,119
その他	0	その他利益剰余金	14,119
		繰越利益剰余金	14,119
資産合計	174,784	自己株式	△2,924
		純資産合計	163,753
		負債純資産合計	174,784

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第16期	
	2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで	
営業収益		6,203
販売費及び一般管理費		809
営業利益		5,394
営業外収益		
受取利息	108	
その他	5	114
営業外費用		
支払利息及び社債利息	104	
その他	3	107
経常利益		5,400
税引前当期純利益		5,400
法人税、住民税及び事業税	△234	
法人税等調整額	33	△201
当期純利益		5,601

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第16期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰余金 合 計			
当期首残高	10,081	100,081	42,376	142,458	13,744	13,744	△3,000	163,284	163,284
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△5,226	△5,226		△5,226	△5,226
当 期 純 利 益					5,601	5,601		5,601	5,601
自己株式の処分			18	18			75	93	93
事業年度中の変動額合計	－	－	18	18	374	374	75	468	468
当期末残高	10,081	100,081	42,394	142,476	14,119	14,119	△2,924	163,753	163,753

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年

工具器具備品 5年

② 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアの減価償却は社内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は保有する子会社株式に関する受取配当金であります。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

155百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記したものを除く）

① 短期金銭債権

306百万円

② 短期金銭債務

49百万円

(3) 取締役に対する金銭債務

短期金銭債務

50百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引高

① 営業収益

6,203百万円

② 販売費及び一般管理費

153百万円

(2) 営業取引以外の取引高

受取利息

108百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数 (株)
普 通 株 式	7,104,178	8,133	179,187	6,933,124
合 計	7,104,178	8,133	179,187	6,933,124

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(百万円)
税務上の繰越欠損金	441
関係会社株式評価損	314
その他	110
繰延税金資産 小計	866
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△441
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△336
評価性引当額小計	△777
繰延税金資産 合計	89
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△41
その他	△2
繰延税金負債 合計	△43
繰延税金資産の純額	45

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△35.2
評価性引当額の増減	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△3.7

(3) 法人税および地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の 名 称	資本金又は 出資金 (百万円)	事 業 の 内 容 又は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	スカパー JSAT(株)	50,083	宇宙事業、 メディア事業	所有 直接100	有6名	資金の貸 付・預け、 業務委託等	資金の回収 利息の受取 (注1)	5,000 108	関 係 会 社 長期貸付金	10,000
							資金の預け (注2)	2,682	関 係 会 社 預 け 金	9,741
							通算税効果額	225	未 収 入 金	225
							業務委託料 (注3)	116	未 払 金	32

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) スカパーJSAT(株)への貸付金の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 当社グループは、スカパーJSAT(株)を統括会社として当社グループの資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、金利については市場金利を勘案して決定しております。これによる当社からスカパーJSAT(株)に対する資金の預けに関する取引金額は純増減額を記載しております。

(注3) 業務委託料については、当事者間の交渉により決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社の収益は受取配当金のみであり、顧客との契約から生じる収益はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 563円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 19円29銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社 スカパー J S A T ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 野 英 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 太 洋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 瀬 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スカパー J S A T ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スカパー J S A T ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社 スカパー J S A T ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 野 英 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 太 洋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 瀬 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スカパー J S A T ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査計画及びそこに定めた監査の方針等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

株式会社スカパーJSATホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役 大 江 淳 彦 ㊞

常 勤 監 査 役
(社外監査役) 小 川 晃 ㊞

社 外 監 査 役 高 橋 勉 ㊞

社 外 監 査 役 大 友 淳 ㊞

以 上

定時株主総会 会場ご案内図



スマートフォンまたはタブレット端末から左記の「QRコード」を読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。

A 外観写真



Okura Parking 側道をお進みいただき、宴会場入口（1階）をご利用ください。

地下鉄の最寄り駅

東京メトロ ● 銀座線
「虎ノ門駅」 出口3 徒歩10分

東京メトロ ● 銀座線 / ● 南北線
「溜池山王駅」 出口14 徒歩10分

東京メトロ ○ 日比谷線
「虎ノ門ヒルズ駅」 出口A1 徒歩5分
出口A2 徒歩5分
(中目黒方面行電車でお越しの際は出口A1、北千住方面行電車でお越しの際は出口A2をご利用ください。)

The Okura Tokyo (オークラ東京) オークラ プレステージタワー 2階「オーチャード」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 ☎03-3582-0111 (代表)



株主総会のお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※ご来場の際しましては、当社として専用の駐車場はご用意しておりません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。